

特 記 仕 様 書

(1) 一般事項

1.1 適用範囲

本特記仕様書は、八匠水道企業団（以下「甲」という）が発注する「電磁流量計更新工事」に適用する。

1.2 法、規準、規格等の遵守

施工にあたり請負者（以下「乙」という）は、建設工事請負契約書及びその他の関係法令ならびに条例、規定等工事の施工に関する諸法令規則を遵守し、工事の円滑な進行を図り設備に支障なきようにする。

1.3 適用規格

- 八匠水道企業団工事共通仕様書
- 日本工業規格（J I S）
- (社)日本電機工業会標準規格（J E M）
- 電気学会 電気規格調査会標準規格（J E C）
- その他関係法令、条例、規則等

1.4 書類の提出

乙は、下記の書類、図面、図書及び甲が指示する書類、図面を提出しなければならない。これに要する費用は、乙の負担とする

- （１）着手届及び主任技術者、現場代理人 １部
- （２）工程表 １部
- （３）完成図書（修繕完了報告書） ２部
- （４）工事記録写真 １部

(2) 施工

2.1 発生品の処分

発生品を処分する場合は、数量、形状等について甲の確認を受けた後、乙が適正に処分する。

2.2 施工責任

仕様書、設計書及び図面に記載されていなくても施工上、必要とする材料、機器類及び作業に要する費用は、乙の負担で処理しなければならない。なお、施工にあたっては工程表等を十分に打合せの上施工するものとし、既設関連設備に誤作動あるいは悪影響をあたえない

よう配慮すること。特に、緊急遮断弁に影響がないように施工すること。また、工事完了後は動作確認作業を行うこと。

2.3 完成検査

工事終了後は、監督員立会いのうえ、完成検査を実施する。

2.4 保証期間

保証期間は、完成検査後1年間とし、この期間内の取扱いの誤差、若しくは天災等によらない故障が発生した場合は、速やかに修理または交換するものとする。

(3) 工事内容

1) 八日市場配水場電磁流量計更新工事

八日市場配水場に設置されている電磁流量計（高区・低区）において、老朽化により不具合が発生しはじめたことから、更新を行うものである。

・主要交換機器

- | | | |
|-------------|------------------|-----|
| ①低区電磁流量計検出器 | AWX400/AXG1A 相当品 | 1 式 |
| ②低区電磁流量計変換器 | AXW400-WE000 相当品 | 1 式 |
| ③高区電磁流量計検出器 | AXG250-WE000 相当品 | 1 式 |
| ④高区電磁流量計変換器 | AXG1A-G000 相当品 | 1 式 |
| ⑤ルーズ短管 400A | 1 台 | |
| ⑥ルーズ短管 250A | 1 台 | |
| ⑦高地区配管用架台 | 1 台 | |

注意事項

- 3.1 不測の事態が発生した場合は、迅速、的確に対処できる体制に整えておくものとし、万一他施設に損傷を与えたり、営業運転に支障を与えたときは、乙の責任において原型に復するものとする。
- 3.2 各試験及び検査の結果、不良箇所があれば指定期日内に手直しを行い、再度検査を受けるものとする。